

第3 電子化及びマイナンバー  
(個人番号)の導入に伴う  
所得割の課税実務について

### 第3 電子化及びマイナンバー（個人番号）の導入に伴う所得割の課税実務について

#### 1 電子化及びマイナンバー（個人番号）をめぐる現状

##### （1）番号の利用開始

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）としての機能が期待されるものである。

社会保障・税・災害対策の各分野でマイナンバー制度が導入されることで、より正確な所得把握が可能となり社会保障や税の給付と負担の公平化が図られること等を通じて、より公平・公正な社会の実現等を目指すものである。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）が平成25年5月31日に公布されて以後、関係法令等が順次整備され、これらに基づき、番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号（マイナンバー）及び同条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）の利用が、平成28年1月からスタートしたところである。

##### （2）地方税分野における番号利用

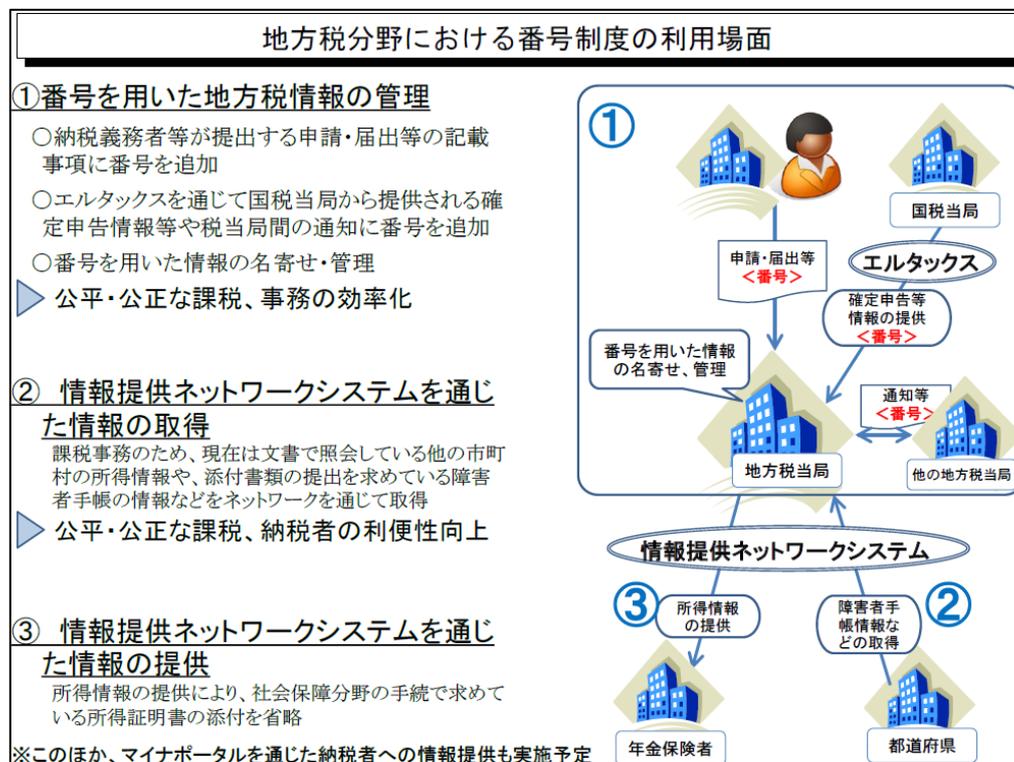
本年度の個人住民税検討会では、地方税分野において、マイナンバー（個人番号）の利用によって事務の効率化をはかることができる分野として、住民基本台帳上の住所における課税の徹底と、扶養控除要件確認の精度向上について、制度面及び実務面から検討した。

まずは、これらの各論に入る前に、地方税分野において既に平成28年1月から番号が利用されている、又は今後予定されている分野について、概観しておくこととする。

#### ①地方税分野における番号の利用場面

地方税分野における番号の利用場面としては、（i）マイナンバーを用いた地

方税情報の管理、(ii) 情報提供ネットワークシステムを通じた情報の取得、(iii) 情報提供ネットワークシステムを通じた情報の提供の3点が挙げられる。



(i) 番号を用いた地方税情報の管理

平成 28 年 1 月以後、税目によって利用される手続や利用開始時期の差異はあるものの、納税義務者等が申請・届出等を行う際には、原則として番号を記載することになる。また、eLTAX（地方税ポータルシステム）を通じて国税当局から市区町村に提供される確定申告情報や法定調書の情報にも今後番号が追加されることになる。

これにより、市区町村においては、番号を用いた情報の名寄せが容易になり、効率的で的確な所得の確認、未申告者の洗い出しが可能になることが期待される。

(ii) 情報提供ネットワークシステムを通じた情報の取得

税務部局の課税実務において、現在は文書で照会している他の市区町村の所得情報や、添付書類の提出を求めている障害者手帳の情報などを、平成 29 年 7 月から地方団体においても運用が開始される予定の情報提供ネットワークシステムを通じて取得することができるようになる。

(iii) 情報提供ネットワークシステムを通じた情報の提供

上記 (ii) とは逆に、情報提供ネットワークシステムを通じて、所得情報を税務部局から社会保障部局等に提供することにより、社会保障分野の手続で求めている所得証明書等の添付を省略できるようになる。

地方税分野における番号利用の意義は、(i) ~ (iii) で述べたようなことを通じて、納税者の利便性向上、課税事務の効率化、ひいては公平・公正な社会の実現につながるというものである。

②マイナンバー（個人番号）・法人番号の取扱い

地方税分野の主な手続におけるマイナンバー（個人番号）・法人番号の取扱いについては以下のとおりである。

(i) 平成 28 年 1 月 1 日以降に提出される申告書等について、マイナンバー（個人番号）・法人番号の記載を開始する。

(自動車取得税・自動車税・軽自動車税における申告書・報告書（自動車取得税の修正申告書を含む。）には、マイナンバー（個人番号）・法人番号を当面記載しない。）

(ii) 納税通知書には、マイナンバー（個人番号）・法人番号を当面記載しない。

(iii) 給与所得に係る特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）には、マイナンバー（個人番号）は当面記載せず、法人番号は記載しない。公的年金等に係る特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）には、マイナンバー（個人番号）は当面記載せず、法人番号は記載する。

(給与所得に係る特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）及び公的年金等に係る特別徴収税額決定通知書（年金保険者用）には、マイナンバー（個人番号）・法人番号を記載する。）

(iv) 更正・決定通知書には、マイナンバー（個人番号）・法人番号を記載しない。

(v) 納付書・納入書には、マイナンバー（個人番号）・法人番号を原則記載しない。

(vi) その他、個人住民税における給与支払報告書の提出など、特別徴収義務者においては、平成 28 年分の所得に対する手続から必要なマイナンバー（個人番号）・法人番号を記載する。

上記は代表的な手続についてまとめたものであるが、総務省は、地方税分野において番号を利用すべき手続を一覧的に整理し、「地方税分野の各税目に係る手続における個人番号・法人番号の通知について」（平成 27 年 10 月 2 日付け総務省自治税務局各課課長通知）において、マイナンバー（個人番号）・法人番号の利用の有無や様式への番号記載開始時期等を示している。

ただし、平成 28 年度税制改正において、マイナンバー（個人番号）の記載を求めることによって生じる本人確認手続等の納税義務者、特別徴収義務者の負担を軽減するため、

- ・申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる一定の書類について、納税義務者、特別徴収義務者等のマイナンバー（個人番号）の記載を要しないこととする。
- ・給与等、公的年金等又は退職手当等の支払者に対して、給与所得者の扶養親族申告書、公的年金等の扶養親族申告書、又は退職所得申告書の提出をする場合において、その支払者が、当該提出をする者のマイナンバー（個人番号）及び当該申告書に記載すべき控除対象配偶者又は扶養親族等のマイナンバー（個人番号）その他の事項を記載した帳簿を備えているときは、当該提出をする者は、当該申告書に、その帳簿に記載されているマイナンバー（個人番号）の記載を要しないこととする。（これらの申告書は、国税（所得税）と共通する様式として用いられるものであり、所得税においても同じ見直しが行われている。）

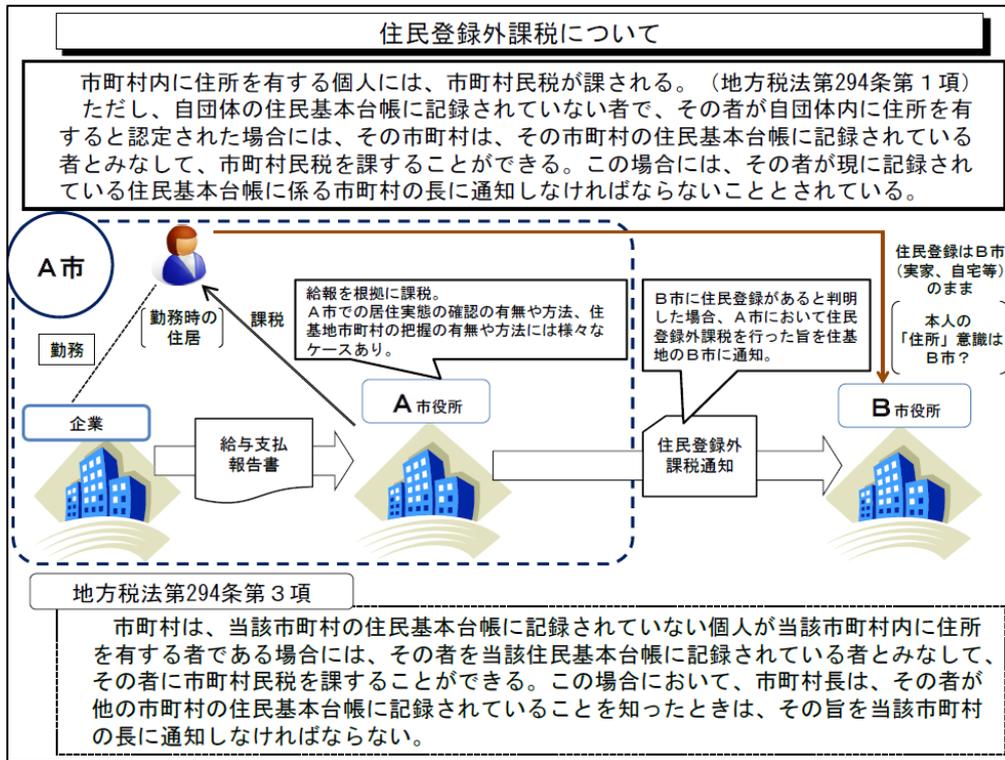
という考え方にに基づき、国税における取扱いと同様に、一部の手続においてはマイナンバー（個人番号）の記載を要しないこととし、「地方税分野の各税目に係る手続における個人番号・法人番号の通知について」（平成 27 年 12 月 18 日付け総務省自治税務局各課課長通知）により示されているところである。

## 2 住民基本台帳上の住所における課税の徹底

### （1）住民登録外課税の現状

市区町村内に住所を有する個人には、市町村民税が課される。（地方税法第 294 条第 1 項第 1 号）ただし、自団体の住民基本台帳に記録されていない者で、その者が自団体内に住所を有すると認定された場合には、その市区町村は、その市区町村の住民基本台帳に記録されている者とみなして、市町村民税を課すこ

とができ（「住民登録外課税」。以下「住登外課税」という。）、この場合において、市区町村長は、その者が他の市区町村の住民基本台帳に記録されていることを知ったときは、その旨を当該市区町村の長に通知しなければならないこととされている。（同条第3項）



（参考）地方税法（昭和25年法律第226号）

（市町村民税の納税義務者等）

第二百九十四条 市町村民税は、第一号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第三号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第二号及び第四号の者に対しては均等割額によって、第五号の者に対しては法人税割額によって課する。

- 一 市町村内に住所を有する個人
- 二 市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者
- 三 市町村内に事務所又は事業所を有する法人
- 四 市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下この節において「寮等」という。）を有する法人で当該市町村内に事務所又は事業所を有しないもの
- 五 法人課税信託（法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市町村内に事務所又は事業所を有するもの

2 略

3 市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市町村民税を課することができる。この場合において、市町村長は、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知ったときは、その旨を当該他の市町村の長に通知しなければならない。

4～9 略

平成 27 年 2 月に総務省が政令市を対象に実施した「給与支払報告書の住民基本台帳上の住所での課税の徹底についての意見照会」結果によれば、このような住登外課税を実施している割合は 1.5%（納税義務者に対する住登外課税の割合。給与所得者である納税義務者に対する住登外課税の割合は 1.9%。）となっている。

実際に住登外課税の対象となるのは、単身赴任者等の給与所得者であることが多く、市区町村における実務は、概ね以下のような流れで行われている。

- ①給与支払報告書に記載された情報と住民基本台帳に登録されている情報を突合し、不突合となった者について特別徴収義務者又は本人に居住実態について照会する。
- ②自団体に居住実態を有すると認定した場合、住登外課税を行う。
- ③住基地市区町村の把握の有無や方法には様々なケースがあるが、住基地市区町村が判明した場合には、住登外課税を行った旨を、地方税法第 294 条第 3 項の規定に基づき、住基地の市区町村に通知する。

## (2) マイナンバー（個人番号）導入に伴う住民登録外課税実務の変化

マイナンバー（個人番号）の導入に伴い、1 月 1 日現在の住基地が容易に把握でき、住基地調査に係る負担が軽減されることから、給与支払報告書のデータについては住基地市区町村に集約することが可能となる。

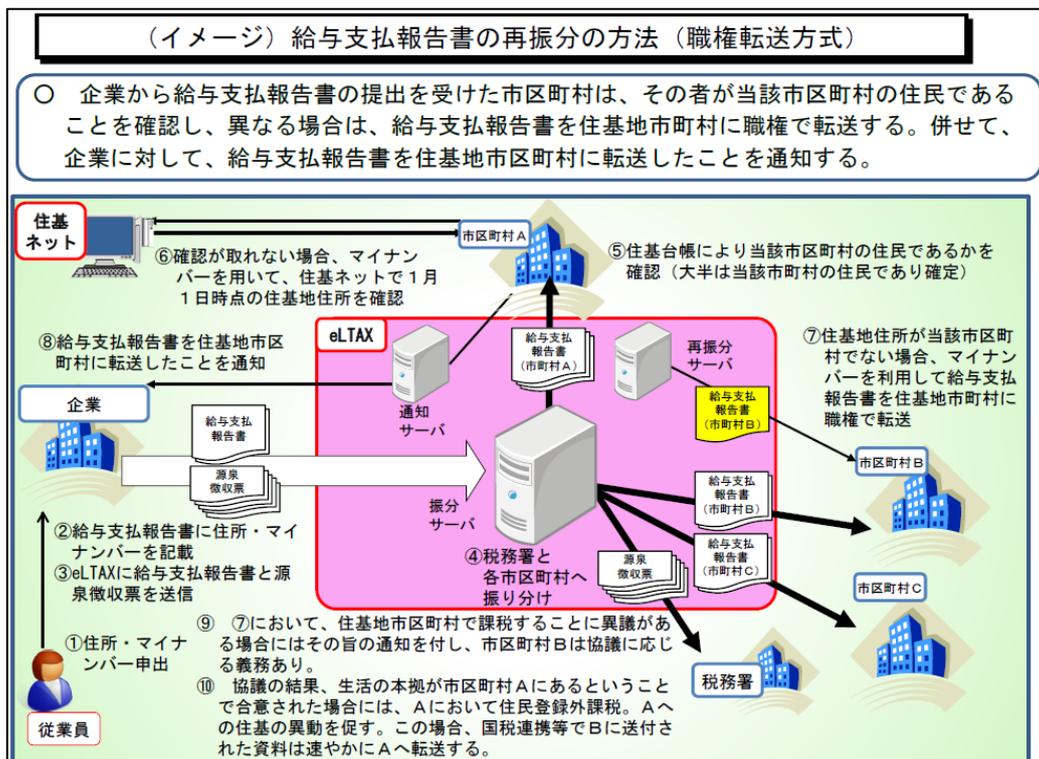
マイナンバー（個人番号）導入後は、国税連携の進展（eLTAX 経由での電子的提供）と相まって、国税当局からのマイナンバー（個人番号）付き法定調書等の個人の所得情報が住基地市区町村に集約され、正確な名寄せ等に用いられることとなる。その際、現在のような住民登録外課税が行われていると、所得情報の集約、蓄積が進まず、適正な課税を行うことができない。

また、平成29年7月以後、各種給付等における本人所得の確認は、情報提供ネットワークシステムを通じて行われる予定であるため、照会に対して不足なく必要な回答を行うためには、住基地に課税情報を集約した上で、住基地課税を徹底することが必要となる。

そのため、住基地に居住実態がなく、居住実態のある居所地での住登外課税を行っている場合は、居所地への住民票の異動を実現することによって、居住実態に合致した住基地課税を徹底する必要がある。

一方で、従来、住登外課税を行ってきたような事例のうち、住基地にも一定の居住実態があり、住民票の異動を行わせるに至らないケースについては、住基地での課税に切り替えることが必要となる。

下図は、今後、給与支払報告書が住基地ではない市区町村に提出された際には、当該市区町村から当該給与支払報告書を住基地の市区町村に転送することとする仕組みを導入した場合において、想定される事務処理フロー（電子データで提出・転送するケース）のイメージを図示したものである。



### (3) 住基地課税の徹底がもたらす効果

所得情報を課税団体に集約するにあたっては、住登外課税地ではなく住基地

が合理的であり、また、マイナンバー（個人番号）付きの法定調書が国税当局から提供されるようになることで、利子等の支払調書その他の法定調書等による給与所得以外の所得情報も、より広く迅速かつ正確に把握することが可能となり、より公平・公正な社会保障や税務を実現することにつながる。（現在は課税資料として取り扱っていない一定額以下の給与支払報告書や公的年金等支払報告書について、住基地課税の徹底によりその活用が可能となるという意見もあった。）

その実現にあたっては、給与支払報告書の電子的提出の一層の徹底が前提となる。ただし、中小企業をはじめとして紙ベースで給与支払報告書を提出している事業者も依然として少なからず存在しており、そのような事業者にとっては eLTAX による提出が事務負担増と感じられる可能性もあるため、その意義について事業者に丁寧に説明する等、十分な広報が必要となる。

この点に関しては、所得税の年末調整の際に申告された住所が、そのまま住民税にも反映されることになるため、市区町村のみならず、国税当局とも足並みを揃えて、住所の概念を統一的に整理して広報する必要があるとの意見や、今後は住登外課税を認めないこととし、住基地課税のみとすると割り切った方が、事業者にとっても市区町村にとってもわかりやすいのではないかとの意見もあった。

また、現在は紙ベースで提出された給与支払報告書のパンチ入力を業者に委託しているが、給与支払報告書の電子的提出が徹底されれば、そのコストや誤入力等のリスクも軽減できるという意見もあった。

一方で、ドメスティックバイオレンス（DV）被害者である場合や、居住実態から住基地でない自治体で課税することが適当な場合、実態に基づく判断が必要であるが、自治体によっては実態を調査しないままに住基地に課税資料を回送する可能性があることに留意する必要があるという意見もあった。

### 3 扶養控除要件確認の精度向上

#### （1）扶養控除要件確認の現状

現在、個人住民税の課税においては、被扶養親族の所得要件や被扶養の状況（重複扶養となっていないか）を確認するために、市区町村間で書面による照会を行っているが、一般的な実務の流れは以下のとおりである。なお、この照

会は年間を通じて行われるというよりは、一定の期間を区切って行われていることが多い。

- ①課税資料（給与支払報告書等）の記載内容から扶養の状況が確認できない場合、特別徴収義務者又は本人あてに照会する。
- ②被扶養親族が住登外者である場合は、居住市区町村にその所得や被扶養の状況を確認する。
- ③確認の結果、重複扶養が疑われる場合は、扶養者に書面により照会し、その回答書に基づいて扶養者を決定する。

## （２）マイナンバー（個人番号）導入に伴う扶養控除要件確認の精度向上

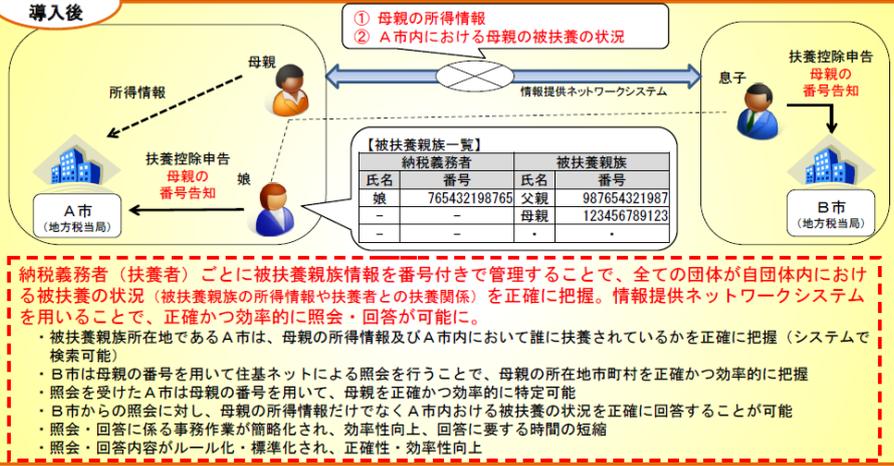
マイナンバー（個人番号）の導入に伴い、市区町村においては、納税義務者（扶養者）ごとに被扶養親族の情報をマイナンバー付きで管理することが必要となるが、このことにより、全ての団体が自団体内における被扶養の状況（被扶養親族の所得情報や扶養者との扶養関係）を正確に把握することができるとともに、情報提供ネットワークシステムを用いた正確かつ効率的な被扶養情報の照会・回答が可能となる。

さらに、同一人を扶養している旨の扶養控除申告者が複数存在する場合で、当該扶養控除申告者が、被扶養親族と同一団体に居住していない場合、現在は、当該被扶養親族所在団体への照会とそれに基づく回答で事実関係を確認することについては限界があるが、情報提供ネットワークシステムを用いた照会・回答が可能になることで、扶養控除要件確認の精度について、一歩前進することが期待される。

### 番号による扶養控除の要件の確認の精度向上について

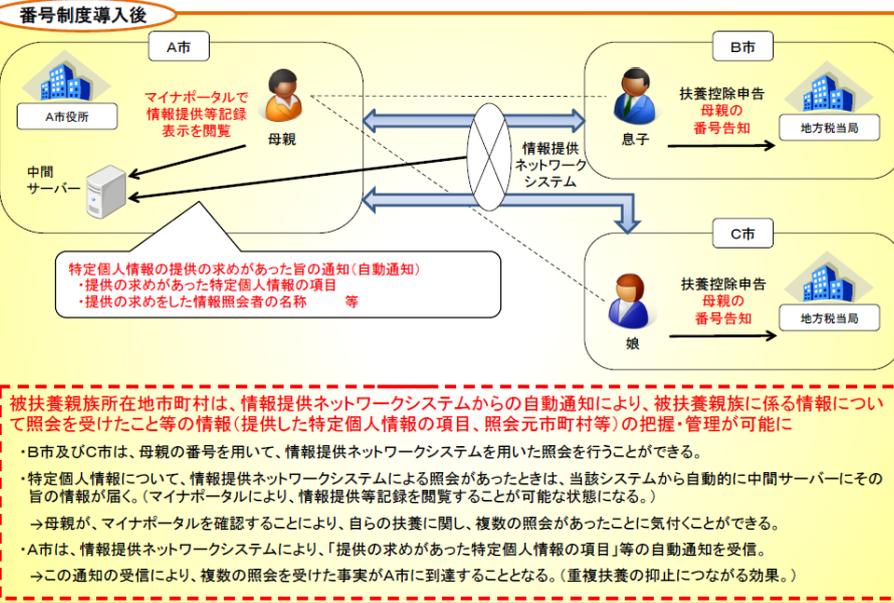
- マイナンバーの導入に伴い、各団体において、納税義務者（扶養者）ごとに被扶養親族情報を番号付きで管理することで、自団体内に存在する被扶養親族については、被扶養の状況（被扶養親族の所得情報や扶養者との扶養関係）を正確に把握することが可能となる。
- 情報提供ネットワークシステムを用いた照会により、正確かつ効率的に回答を行うことができるようになり、公平で正確な税負担の実現が前進。

#### 番号制度導入後



### 扶養控除の要件(被扶養の状況)の確認の精度向上について

#### 番号制度導入後



ただし、実際の課税実務においては、扶養控除の要件確認調査を行っても当事者同士が離婚調停中で双方が子どもの養育や扶養を主張して争っているケースがあるほか、やむを得ない事情で住民登録ができない者（ドメスティックバイオレンス（DV）被害者等）も存在することから、こうした場合には、扶養控除要件確認調査の実施方法について引き続き十分配慮すべきであるとの意見もあった。

また、

- ・情報提供ネットワークシステムの導入により、税務署への情報提供は現行よりも迅速にできると予想される。
- ・情報提供ネットワークシステムにより所得などの扶養控除要件の確認が容易に把握できるが、被扶養親族の所得修正などにより扶養控除の可否も変わる可能性がある。現行は1回の調査で完結しているが、情報提供ネットワークシステムの導入で確認が容易になるが故に、扶養控除要件の確認をいつ頃に行い、再度の確認を行うかどうか、行うとしたらどの時期までかを検討する必要がある。

といった意見もあった。

### (3) 国税当局への扶養是正情報等の提供

市区町村から国税当局に対する扶養是正情報等については、平成25年6月以降、電子データによる提供が開始されているが、平成27年6月に総務省が全国の市区町村を対象に実施した「国税連携実態調査」によれば、国税当局への扶養是正情報等の電子データによる提供を実施済みであると回答した団体は211市区町村であり、平成27年度中に実施予定であると回答した団体は252市区町村であった。国税・地方税を通じた公平・公正な課税の実現のためには、国税当局への扶養是正情報等の提供のさらなる推進が期待される所であり、情報提供ネットワークシステムを利用した扶養控除要件確認の精度が向上すれば、さらに当該提供の意義が一層高まることが期待される所である。

扶養是正情報等の提供を推進するためには、提供を受けた扶養是正情報等を国税当局がどのように、また、どれくらいの件数を活用しているか等、提供の効果を市区町村にフィードバックするよう、国税当局に対して働きかけることも必要である。

## 4 まとめ

### (1) 住基地課税を徹底するにあたっての留意点、地方団体において想定しうる取組

住基地課税の徹底のためには、全国の市区町村にその重要性を理解してもらい、足並みを揃えて推進していくことが重要であるが、それに加えて、特別徴

収義務者に給与支払報告書を正しく記載してもらうことが必要であり、地区税理士会での周知や、広報誌、ホームページ等による広報、年末調整説明会等の機会をとらえた周知等により、事業者の理解を得るよう努めることが重要である。

(2) 情報提供ネットワークシステムによる扶養控除要件確認実務の運営上の留意点

情報提供ネットワークシステムによる扶養控除要件確認を実現するためには、全国統一的な照会項目と回答項目を設定し、それに対応できるように各市区町村が準備を整えることが必要である。また、扶養是正情報の国税当局への電子的提供について、各市区町村が早急に対応を進めることが求められる。